

第5回大分県観光振興財源検討会議 委員意見

日時：令和8年2月25日10時～12時

場所：県庁舎新館13階133会議室

項目	No	発言要旨
はじめに	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書（案）について、本会議の準備段階から、各委員に確認いただき、必要な修正追記等を事務局において行っているところ。本日の会議で合意となれば、知事に提出することとなる。</li> <li>・この報告書案について、ご意見等あれば、遠慮なく発言いただきたい。その他、今後の課題や今後の要望することといったような点など、意見をいただきたい。</li> </ul>
委員意見	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場への落とし込みに向け、いくつかお願いしたい。</li> <li>・1点目、現場向けの具体的な「Q&amp;A」を作成願いたい。例えば、レジャーホテルで休憩利用が日をまたぐ場合はどうするか等、具体的なケースを示すことで、事業者が安心して実務を進められる。熱海市の事例が参考になる。</li> <li>・2点目、市町村へ交付金により配分することはいいことだが、使ってはいけない用途を、NGリストとして作成してはどうか。一過性のイベントや単なるポスター制作、プロモーションなどには使わないといったNGな使い方を設けることで、有意義な活用に取り組みやすくなる。</li> <li>・3点目は、市町村レベルでの検証を官民連携で取り組む組織づくり。県だけでなく、市町村でも官民一体となって使い道を考えるプロセスが重要。その組織づくりへの推進・支援を県としてもお願いしたい。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税免除について、身体が不自由な方の学校行事など、教育的な配慮が必要な場合の宿泊税の取り扱い（免除対象になるか）について、明確にしていきたい。</li> <li>・例えば、1泊2食プランで食事代と室料を明確に定めていない場合、室料の金額は現場の裁量で決めるのか。宿泊料金の室料部分の考え方について。宿泊料金は、お祭り等のイベントシーズン等、需要に応じて変動もする。この辺りの見解を示していきたい。</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証体制について。法定外目的税ということで、目的に沿わない用途のNGな使い方というものはある。具体的なやり方としては、県から市町村に報告を求め、どう使ったのかというのをまとめ、県が検証するということだと思うが、実際に交付金を受けて使う市町村の方でも、ある程度は外部委員を入れた検証体制やチェック体制等の必要なものを立てる必要があるのでは。</li> <li>・税制度として運用する際、実際に徴収するのは、県の県税事務所という形になるかと思う。前回の会議で適正な徴収のための対象施設の把握や捕捉の方法についてどうしていくのか、と指摘があったと思うが、そういったものをきちんと繋いでいく、捕捉漏れが無いように、実際にきちんと申告があったかという点を、ある程度のスパンで調査をしていく必要があるのではないか。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常に有意義な議論ができた。報告書案も委員意見が反映された妥当な内容になっていると考える。</li> <li>・報告書にもある通り、制度導入はあくまでスタートである。新たな財源を効率的に活用し、大分県の観光がさらに発展していくことを強く願っている。</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別府市の検討委員会の中でも意見は様々。定額制にしても定率制にしても、正解はない中で議論を進めてきた。まずはやってみて3年後に現状に合わせて制度を見直そうと話をしている。</li> <li>・今後の要望としては、真面目に対応している事業者が不公平感を持たないよ</li> </ul>

	6	<p>う、適正化の体制、仕組みづくりを県と市の関係機関、民間団体が連携して作っていくことが大事であり、県と一緒に取り組めればと思っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、宿泊税の導入により、本当の宿泊客数が正確に把握できるようになることは、今後の観光施策において非常に大きなインパクトがあると考えている。</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の優先順位や検証体制が明示されている点は心強い。</li> <li>・新たな観光行政事業に必要な予算（約44億円／年）の4割強を宿泊税で賄える試算となっている。安定的かつ自主財源である宿泊税で、一定程度賄えるというのは、素晴らしいこと。安定財源があるからこそ、マーケットの動きに合わせて、民間とも力をあわせ、機動性のある戦略的な観光事業を進めることが出来る。</li> <li>・今後の検証体制をしっかりと整え、より良いものにしていくことを期待している。</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他地域の宿泊税検討の話聞くが、市町村や事業者との調整がスムーズにいかないという事例も聞く。市町村や事業者の協力を受ける形でスムーズに宿泊税が出来ると一つの優良事例になれるのでは。</li> <li>・データ活用の観点から。正確な宿泊者数が今は把握が出来ていない、市町村ごとに、どこからどれくらい、どういう人が来ているか把握できていない。そういった部分も宿泊税をきっかけにしっかりとPDCAを回せるよう、取り組まれることを期待。</li> <li>・今後の運用について、市町村に予算を配分するだけでなく、DMOや観光協会など、実際に地域観光を回してPDCAを担う組織への直接的な支援や体制づくりが必要である。また、正確な宿泊者数等のデータを把握・分析し、現場の支援に活かす機能を高めていただきたい。</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間で丁寧な合意形成が行われたことを高く評価する。</li> <li>・県から市町村へ税収を配分する際、ただ任せるのではなく、県としての方向性や指針をしっかりと示すとともに、見える化することが重要。</li> <li>・宿泊税が現場や観光客にとってプラスになり、「導入して良かった」と実感できるような戦略的な活用を期待している。</li> <li>・報告書にもある通り「ここからがスタート」という気概を持ち、大分県の観光をより良くするために共に取り組むことを期待。</li> </ul>
追加発言	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1点目、委員から発言のあった、「NGな用途」について確認したい。</li> <li>・単発的な行事に見えるものの中でも、背景にしっかりと理由や位置づけがあるものの中にはありうると考える。「単発的な行事の全てが問題だ」という指摘ではない、という理解でよろしいか。</li> <li>・2点目。県が試算した新たな財政需要と宿泊税収の差について。財政需要は、現時点の形式的な積み上げであり、今後精査されていくもの。毎年の確実な収入となる宿泊税とすり合わせていくことで、実態としては、両者は近接していくものと現実的に理解している。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単発的な行事の件は、その通りである。行事の中でも、伝統的な祭りなどへの持続可能な投資は大切である。</li> <li>・例えば、東京の駅前で単発のプロモーションを行うといった取組は、一過性の事業と言える。こうしたNGな用途を示すことで、交付金を受ける市町村も使い勝手が良くなるのではないか。</li> </ul>

	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別件で、事務局への意見として申し上げたい。旅館特有の1泊2食付きプランの場合の考え方について。別府市の入湯税は金額に応じた段階的定額制をとっているが、その金額は食事代込みの宿泊料金で判断する。ただ、宿泊税の場合は、食事代を引いた室料で判断する。システム上、食事と室料を分けられない施設もある。この点のルールのある方について、しっかりと示してもらいたい。</li> <li>・危機管理の話は大変重要と思う。地震等、どういうケースが発生した時に、誰に対してどう対応していくか、具体的な検討をお願いしたい。</li> </ul>
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1泊2食の料金については、宿泊行為への課税という原則に基づき、食事代を除いた室料で税額区分を判定するのが大前提。システム上分けられない施設向けには、「〇%を室料とみなす」といったルールの設定も先事例ではあり、今後、具体的な実務対応を詰めていきたい。</li> <li>・県内では、過去数年に一度、豪雨災害や地震等の災害が発生。観光地への風評被害対策への備えとして、基金による対応を行いたい。例えば、災害発生時の宿泊クーポンによる需要喚起など。他県の事例も参考にしながら、有事の際の有効な事業展開について検討を深めていきたい。</li> </ul>
最終まとめ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほど委員から意見のあった入湯税について。入湯税は市町村税のため、別個に考える必要があるが、地方税法の規定に立ち返ると、基本的には「温泉施設に入湯する行為」に対する課税。その際、宿泊料金と食事代を合計するのかわけるのかといった細かい費用配分までは、実は地方税法自体は厳密に規定していないのではないと思われる。入湯税の制度設計そのものはある意味シンプルであり、今回の宿泊税と共通する部分もある。この点については、改めて条文がどうなっているかも含め、整理する必要がある。</li> <li>・本日の議論も踏まえ、この報告書案について、基本的には「原案のまま了承する」ということでよいか。 (→委員：異議なし)</li> <li>・では、本委員会の検討結果の結論として、この報告書を県知事に対して報告したい。</li> <li>・全5回にわたり、委員の皆様には本当に積極的なご協力を頂戴し、こうして報告書としてまとめることができた。厚く御礼申し上げます。</li> <li>・今後は、この報告書を受けて、県としてどのように具体化していくかが問われる。関係者との間で、さらに丁寧な調整を進めていただき、大分県にとって、そして大分県を訪れる観光客にとって真に良い制度となるよう、着実に進めていただくことを強く願っている。</li> <li>・委員の皆様におかれましても、引き続き大分県へのご指導、ご協力をお願い申し上げます。</li> </ul>